

令和6年2月2日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

令和5年度児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける  
自己評価結果等の公表及び広島県への報告について（通知）

児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（参考1）において、提供するサービスの質の評価及び改善を図り、概ね1年に1回以上、その旨を公表することが義務付けられています。

ついては、次のとおり必要書類を提出してください。

なお、この報告がない場合は、令和6年4月から自己評価結果等未公表減算（参考2）が適用されますので、注意してください。

## 1 対象事業

- (1) 児童発達支援センター（医療型を除く。）
- (2) 児童発達支援（医療型を除く。）
- (3) 放課後等デイサービス

※共生型、基準該当事業所を含む。

※令和5年4月以前に新規指定を受け、令和6年4月以降も事業を継続する事業所が対象。

※令和5年5月以降に新規指定を受けた事業所は、2(1)提出期限によらず、指定後1年以内に報告すること。

※広島市、呉市及び福山市に所在する事業所を除く。

## 2 提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年2月20日（火）
- (2) 提出方法及び提出先 広島県電子申請システム（アンケート様式）

[https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=16478](https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16478)

※ 今年度より提出方法を変更しました。

自己評価結果等報告書（事業所ごと）は電子申請システムへ直接入力し、自己評価結果表（（任意様式）※サービスごと）を添付してください。

### 3 参考

児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインについて（広島県HP）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/houkagogaido.html>

令和5年度児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける自己評価結果等の公表及び広島県への報告について（広島県HP）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/jikohyouka-gensan.html>

### 4 注意事項

「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」の別添に、自己評価の流れを必ず確認してください。

また、公表した上で県に提出する自己評価結果表（任意様式）は、単に事業者向け及び保護者等向けの評価結果を集計したものではなく、これらの結果を職員間で共有し、改善目標や工夫している点などをまとめたものとしてください。

担当 指導検査グループ

電話 082-513-3158（ダイヤルイン）

（担当者 前田）

## 参考 1

### 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 61 号)より抜粋

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、次条第一項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第七十条 第十三条から第二十二條まで、第二十四条から第二十九條まで、第三十二條から第四十二條まで、第四十四條から第四十七條までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第十七条中「いう。第三十五條第六号」とあるのは「いう。第七十条において準用する第三十五條第六号」と、第二十二條第二項中「次条」とあるのは「第六十九條」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第六十九條第二項」と、第二十六條第一項及び第二十七條中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

## 参考 2

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 24 年3月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)より抜粋

### 第二の1の(8)

質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

#### ① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

#### ② 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。

#### ③ 質の評価及び改善の内容(以下「自己評価結果等」という。)未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

#### ④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

#### ⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算することである。

#### ⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。